

I 第59・63次調査

第59・63次発掘調査地域は、宮城西北部で第52次調査の西および北に接する部分で、両地域は同一の官衙に属するものとみられるので、その調査結果を一括して報告する。

検出した主な遺構は、掘立柱建物33棟、築地2条、柵5条、溝10条などがある。これらの遺構は、柱穴の重複関係や建物の配置から少なくとも3期に分けられるので各期に分けて略述する。

(1) A期

まず最初に、この地域に大規模な造営の行なわれた時期で、この期の遺構としては掘立柱建物5棟、築地2条、柵2条、溝5条などがある。

調査地域西端部にある南北方向の柵SA3680（柱間2.6m）は25次・51次調査で検出したものの北延長部にあたる。今回24間分検出されたが、さらに北へ伸びている。この柵の10mほど西に西面大垣の側溝と推定したもの及犬走りの一部を検出した。

柵SA3680の東24.5mのところには2×13間（桁行・梁行とも柱間3m）の南北棟SB6425がある。この建物は当初は2×7間の規模であったが、のちに改造され北に6間分をつけたして13間になったと考えられる。

調査地域中央で検出したSB6450は、4×7間（桁行・梁行共柱間2.9m等間）の南北に廂のつく東西棟である。この建物の北にあるSB6469は2間×4間以上（桁行柱間2.6m梁行柱間2.4m）の東西棟もこの時期の建物である。

調査地域東部で南北方向に西の柵SA3680と平行して走る柵SA5950（柱間2.6m）は47・52次調査で検出したものの北延長部であり、今回23間分を検出したが北端は調査地域外にのびている。調査地区北方にあって、柵SA5950に接続する東西方向の築地SA6475（巾3m）は、この官衙の北を限るものと思われる。柵SA5950と築地SA6475の接

点がこの官衙の東北隅であり、この入隅では築地の下に木樋の暗渠を設けて水を外に流すようになっている。築地 SA6475 の北にある平坦地 SX6502 は、宮城西面北門から東にのびる道路の一部である。調査地区東部にある南北方向の築地 SA6150 (巾 4m) は、SA6475 のほぼ東延長線上で東へ折れまがり、調査地区外に延びている。この築地は、第 37 次発掘調査で検出した官衙の西北の境界となるものであると考えられる。この築地の東にある SB6487 は梁行 2 間、桁行 5 間の南北棟である。なお柵 SA5950 と築地 SA6150 との間にある SX6503 (巾 9.5m) は、2 つの官衙の間にある道路であろう。

(2) B 期

この時期より、A 期の柵 SA3680 は少くともこの地域の部分が取り除かれ、西面大垣に至る範囲まで広げて利用するようになったらしい。新たに造営されたものとして、掘立柱建物 7 棟がある。調査地域西南隅の SB6360 (1 × 6 間) は、内部周辺より焼土、炭化物、フイゴの羽口、鉱サイン等、鍛冶関係のものが多く出土し、鍛冶工房と推定される建物内のすり鉢状の土括内部に蜂の巣状の小ピットがあり、内部は焼土が厚く入り、壁も焼けていることから炉と考えられる。調査地域西北隅の SB6400 は 4 × 11 間以上 (桁行・梁行共柱間 2.95m) の東西に廂のつく南北棟である。この建物の東 14.5m に桁行 7 間分 (柱間 3m 等間) の柱通りをそろえた建物 SB6185・SB6195・SB6385 の 3 棟がある。SB6385 は梁行 2 間 (柱間 2.7m)、SB6195 は梁行 2 間 (柱間 2.7m)、SB6185 は身舎 2 間に北面に廂のついた、それぞれ東西棟で東半部は 52 次調査で検出しておらず、今回の調査で全規模が明らかになった。調査地区西北部で検出した SB6430 は 4 × 13 間以上 (桁行柱間 2.4m 梁行柱間 2.75m) の南北両庇の東西棟である。又 52 次調査で南半部を検出した南北棟 SB6172 は 2 × 9 間 (桁行柱間 2.8m 梁行柱間 2.4m) にまとまった。なお、西端部の SA3680 の跡に設けられた土括 SK6350 は南北 4.3m・東西 6m の大きさのものであるが、この中には鍛冶工房 SB6360

の廃棄物が大量に埋まっており、これに関連した施設であろう。

(3) C期及び以降

この時期の造営は、B期とほぼ同位置で似た構造の建物を建てかえている。掘立柱建物8棟を検出した。

調査地域西北隅の建物SB6401は4×7間（桁行柱間2.4m）の東西両庇の南北棟である。この建物の東14mにある東西棟SB6381・SB6190は南北に並んでいる。SB6381は梁行1間（柱間2.9m）、SB6190は梁行2間（柱間2.4m）であり、桁行はいずれも5間（柱間2.9m等間）である。SB6381の北には東西棟SB6386があって、3×6間（桁行柱間2.6m、梁行柱間2.7m）の規模をもつ。

また、SB6401南妻柱列、SB6190の南側柱列と南妻柱列のそろうSB6175は北部の柱穴は浅く、一部削平されていたが4×21間（桁行柱間2.4m等間）の南北に長い建物である。

以上のほか、時期不明の建物としてSB6451・6453・6454・6464・6500などがある。

出土遺物は、他の地域とくらべて量が少ない。遺物はほとんどが土器・瓦類である。ほかに木簡10数点があり、断片が大半をしめるが、中に「嶋掃進兵士」が他の仕事に従事したので、員数が不足した事を報告した木簡が5点出土しているのが注目される。

また、鍛冶工房関係の遺物として、フイゴ羽口、鉄滓等を相当量検出した。

土器類では、「主馬」の墨書土器が1点、「内厩」の墨書土器が1点出土している。

馬寮の遺跡について

最後に今回の調査と、これまでに行なった第25・47・50・51・52次調査をまとめておく。この7回にわたる調査地区は、宮西端部中央北よりにあたり、南北は西面中門から西面北門に至る約280m、東西は約120mの

広さをもつ。ここから多数の遺構を検出したが、それらには一つのまとまりを認めることができる。この地域で検出した建物群には数回にわたる造営が認められるが、これらはすべて築地と柵によって囲まれた区画内に建てられている。しかも、これらの建物はこの区画内の周辺部に配置され、中央部は広い空地として残されている。なお建物の中には、桁行が 14 ~ 21 間という非常に間数の多いものが集まっていることもこの地域の特色の一つといえる。したがって、この築地と柵によって囲まれたこの区画を一つの官衙であると考えることができよう。この区画の西は柵 SA3680 (後には西面大垣 SA1300) によって、東は柵 SA5950 で限られ、北は築地 SA6475 によって限られている。南については調査地域外であるため確言出来ないが、SA3680 の南端が西面中門の北端部にあることから、ここを南限とみることができよう。とすると、この官衙は東西 84m (28 丈)・南北 252m (85 丈) の規模であったことになる。

この官衙の性格を考える上で参考になるのは、この地域で検出した土師器に墨書きされた「主馬」(2点)と須恵器に墨書きされた「内厩」(2点)がある。主馬の名をもつ官司には、東宮の主馬署と、天応元年(781)から大同元年(806)までにみえる令外官の主馬寮がある。「主馬」の墨書き土器が奈良時代末期のものであること、また官衙ブロックの大きさから考えて、東宮の一部である主馬署とみるよりは、奈良時代末から平安時代初頭の一時期左右馬寮を統合して設置された主馬寮と考えるのがよいであろう。「内厩」は天平神護元年(765)から大同元年まで存続した令外官の内厩寮をさすとおもわれる。主馬寮と内厩寮との関係は不明であるが、いずれにせよ奈良時代末頃、この地域に馬を扱う官司が置かれていたとみてよからう。なお、平安宮「大内裏図」では、左右馬寮は東西 35 丈・南北 84 丈の規模で、宮の西辺に配置されており、この地域の調査で確認した官衙ブロックと、その位置・規模もともに類似している。したがって、この地域は、一時期存在した主馬寮・内厩寮とその前身である左(右)馬寮ではないかと推測される。